

# 委 託 契 約 書 (案)

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、障がい者芸術文化祭～こころ集まれ 2021～（以下「委託事業」という。）を別添「障がい者芸術文化祭～こころ集まれ 2021～開催事業委託業務仕様書」により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 \_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和\_\_年\_\_月\_\_日までの間に委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業を実施するにあたり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させると共に、甲に対する責任を共有させなければならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後、速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画書の変更)

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、委託業務の趣旨に反しない軽微な変更については、この限りでない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して当該期間にかかる実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) 委託事業を遂行することが困難であるとき

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(著作権)

第14条 乙が派遣する者の講演中の録音及び撮影並びにテレビ及びラジオの放送は、すべて甲、乙及び乙が派遣する者の同意を要する。

(損害賠償)

第15条 この契約の締結後、甲の責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、乙に損害を与えたときは、乙は、第2条に規定する委託料を限度として、損害賠償を甲に請求することができる。

2 この契約の締結後、乙の責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲に損害を与えたときは、甲は、第2条に規定する委託料を限度として、損害賠償を乙に請求することができる。

3 異常な自然現象、火災、交通の断絶、出演者の急病又は怪我など、甲乙いずれの責めにも帰すことのできない理由により事業が実施できなかった場合は、甲乙協議の上、講演の中止又は日時、場所及び内容の変更を行うことができる。この場合、甲及び乙が被った損害の賠償は甲乙協議の上、決定する。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団経理規程によるものとし、同規則に定めのない事項又は契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
理事長 神野 一仁

乙